

保育施設等における感染症対策について

神戸市保健所

基本的な感染対策が大切です。

保育施設の感染対策

【手洗い】



- ・石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒が有効です。
- ・配膳前、食事前、トイレやおむつ交換後には石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行いましょ。
- ・手を拭く際には個人タオルかペーパータオルを使用し、タオルの共有は避けてください。

【換気】



- ・季節を問わず、こまめな換気をしましょう。対角線上にあるドアや窓を2か所開けると効果的な窓開け換気ができます。
- ・窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて扇風機などを窓の外に向けて設置してください。

【保育室環境のめやす】

夏：26～28度、冬：20～23度、湿度60%

【消毒】



- ・日々の清掃で清潔に保ちましょう。
 - ・手が触れる机やドアノブ、手すりなど物の表面には消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウムによる消毒が有効です。
- ※感染症の流行時は「適切な消毒薬の選び方・使い方」を参考に消毒薬を使い分けましょう。

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。化学物質（次亜塩素酸ナトリウムなど）を取り扱う事業所での保護具【手袋・ガウン・保護メガネなど】の着用が義務化されました。

【咳エチケット】



- ・飛沫感染による感染症が施設内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。
- ・素手のほか、ハンカチやティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

【マスクの着用について】



- ・2歳未満では推奨されません。
- ・2歳以上の就学前の子どもについても、マスクの着用は求めています。
- ・子どもがマスクを着用している場合には、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意しましょう。特に夏場については熱中症予防の観点から注意をお願いします。

参考：厚生労働省HP マスクの着用について

神戸市感染症統合システムでは

医療機関や市内の学校・施設からの報告をもとに感染症の発生状況を確認できます。インフルエンザや胃腸炎などの感染症の流行を知って、より早く感染対策に役立てましょう。